

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【届出者の氏名又は名称】	エムスリー株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目11番44号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(6229)8900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 高宏
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	エムスリー株式会社 (東京都港区赤坂一丁目11番44号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、エムスリー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社M I Cメディカルをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社M I Cメディカル

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式  
新株予約権

- イ 平成20年12月25日開催の対象者定時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成20年12月25日開催の対象者定時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といい、「第2回新株予約権」及び「第3回新株予約権」を総称して「本新株予約権」といいます。）

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 公開買付けの概要

当社は、平成24年6月27日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社（下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の当社から、当社の関連会社である株式会社メディサイエンスプランニング（以下「メディサイエンスプランニング」といいます。）に対する、対象者の発行済株式の25%に相当する株式の譲渡が行われた場合において、当社及びメディサイエンスプランニングが対象者の発行済株式の全てを保有する状態を含みます。以下同じです。）とすることを目的として、対象者の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の筆頭株主である株式会社シーエーシー（本書提出日現在の所有株式数5,475株、対象者が平成24年5月11日に提出した第26期第2四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数14,284株に対する所有株式数の割合38.32%（小数点以下第三位を切り捨て）、以下「シーエーシー」といいます。）との間で、その所有する対象者の普通株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成24年6月27日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を9,378株（(a)（ ）対象者が平成24年5月11日に提出した第26期第2四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数14,284株に、（ ）本新株予約権（890個：対象者が平成23年12月26日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成23年9月30日現在の本新株予約権の数（990個）に、平成23年9月30日から平成24年3月31日までの変更（対象者によれば、平成23年9月30日から平成24年3月31日までに、本新株予約権は100個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる対象者の普通株式の数（890株）を加えた数（15,174株）から、(b)同四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（1,108株）を控除した株式数（14,066株）に、3分の2を乗じた株式数（小数点以下切り上げ））に設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、当社は応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けによって対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続（詳細は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施する予定です（本公開買付け及びその後の対象者の完全子会社化のための手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。

なお、平成24年6月27日に対象者が公表した「エムスリー株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得」に記載の株価算定書、同「外部の法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーと

の強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、当社が取得してもこれを行ってはいないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬BTO戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

## (2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きできる人を一人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らす」ことを事業目的として掲げ、約22万人の医師会員を有する医療従事者専門サイト「m3.com」を運営し、会員医師が主体的・継続的に高頻度で医学関連情報を受け取れる「MR君」等の製薬会社向けマーケティング支援サービスや、「m3.com」を通じて治験に参加する医療機関・被験者を募集する「治験君」、最適な治験プランニングをサポートする「プロトコル君」等の治験支援サービスを提供しています。また、当社は、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化や、CSO事業（注1）の高付加価値化を推進するため、平成24年2月中旬、治験支援分野において様々なサービスを提供するCRO事業（注2）に加えてCSO事業も展開しているメディサイエンスプランニングとの間で資本・業務提携に関する協議を開始し、平成24年4月中旬には、メディサイエンスプランニングの株主との間で株式譲渡に係る協議を開始しました。かかる協議の結果、両社は、治験支援事業やCSO事業において、両社の強みを活かした事業展開を共同で行うため、当社がメディサイエンスプランニングと一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至り、さらに協議及び交渉を進めた結果、平成24年5月15日に当社はメディサイエンスプランニングと資本・業務提携契約を締結するとともに、株主と株式譲渡契約を締結し、平成24年5月18日にメディサイエンスプランニング株式649,400株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合25.00%）を市場外取引により取得しました。

一方、対象者は、医薬品・医療機器の臨床開発支援におけるモニタリング業務、データマネジメント・統計解析、品質管理・品質保証等、様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関（CRO）であり、特にモニタリング業務では、製薬会社のニーズにより、臨床試験モニターの派遣、治験プロジェクトの受託のいずれの形態にも対応可能な体制を構築しております。

近年、医薬品業界は新薬の創出が困難になりつつあることに加え、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進むなど、厳しい事業環境が継続しており、製薬会社は新薬の研究開発を強化し、パイプラインの充実や経営資源の集中を進めております。このような医薬品業界の環境のもと、製薬会社からの臨床開発支援業務に対するニーズは継続するものと予測されますが、今後はプロジェクトの大型化、国際共同治験の増加、特定領域への知見等、CROの選別が始まっていくものと考えられます。

このような環境のもと、当社は、対象者の更なる成長には、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化等、他社とは圧倒的に差別化されたサービス提供が重要な要素であると考えており、当社がこれまで培ってきたメディア力は、対象者の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えております。

そこで、当社は、本公開買付け及びその後の完全子会社化のための手続による対象者の発行済普通株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成24年5月中旬、対象者との間で独占的な協議を開始するとともに、対象者の筆頭株主であるシーエーシーとの協議も開始しました。その後、当社は、デュー・ディリジェンスを経て、平成24年5月下旬、当社及び対象者の協業にとどまらず、当社の資本・業務提携先であり、対象者と同じCRO事業を主要な事業としているメディサイエンスプランニングも協業に加わり、対象者とメディサイエンスプランニングとの間での営業面での協力、人材の相互交流による有効活用、人材の教育・研修の共同実施等を含め、三社の協業によるシナジー効果を最大化することが、各社の長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であり、そのためには、当社が対象者の発行済株式

の大部分を保有しつつ、メディサイエンスプランニングも対象者と一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至りました。そこで、平成24年5月下旬、メディサイエンスプランニングとも協議を開始し、平成24年6月初旬に、当社、対象者及びメディサイエンスプランニングの間で、当社が対象者の発行済株式（自己株式を除く。以下同じ。）の75%を保有して対象者を子会社とするとともに、メディサイエンスプランニングが対象者の発行済株式の25%を保有することで持分法適用関連会社とすることにより、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築でき、協業によるシナジー効果を最大化しうるとの共通認識を有するに至り、同時期に、当社とシーエーシーとの間でも、かかる協業体制を前提にシーエーシーが保有する対象者株式の本公開買付けへの応募について協議を進めることに合意しました。更に協議を進めた結果、平成24年6月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、対象者筆頭株主との間で本応募契約を締結しました。

なお、当社は、本公開買付け成立後、対象者に対して取締役等の役員を派遣することを検討しておりますが、その他本公開買付け成立後の対象者の経営体制の詳細については、対象者の役員の留任可能性を含め、今後対象者と協議・検討の上、慎重に決定する予定です。

当社は、上記の協議を踏まえ、平成24年6月27日に当社、メディサイエンスプランニング及び対象者が公表した「エムスリーとメディサイエンスプランニングによるM I Cメディカルの株式取得及び3社間での業務提携の検討に向けた基本合意について」（以下「3社間プレスリリース」といいます。）のとおり、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について平成24年6月27日付で基本合意しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、以下の提携の具体的内容について、当社による対象者の完全子会社化の時期（平成24年10月末頃を予定）を目途に最終的な契約の締結を目指し、協議・検討いたします。

3社による協業関係を強固なものとするため、当社が対象者を完全子会社化することを前提として、メディサイエンスプランニングが、対象者の発行済株式の25%を保有する。これを実現するため、当社は、対象者が当社の完全子会社となる日に、対象者の発行済株式の25%に相当する株式を、メディサイエンスプランニングに対し譲渡する。譲渡価格は、本公開買付け価格に本公開買付けの決済の開始日における対象者の発行済株式数（自己株式を除く。）を乗じた額に当社が本取引に要した合理的費用を加えた金額の25%に相当する額とする。

当社、メディサイエンスプランニング及び対象者は、（ ）営業情報の共有、それぞれのリソース及びノウハウを活かした共同提案等、受注面での協力、（ ）当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の人的リソースを必要に応じて相互に交流させ、最大限に活用すること、（ ）C R A（注3）その他人材の教育及び研修の共同実施、（ ）インターネットを積極的に活用した治験の効率化を共同で推進すること、の各事項を実施する。

当社からメディサイエンスプランニング及び対象者に取締役を派遣する。

メディサイエンスプランニングは、製薬会社等との契約により臨床試験の管理・運営に関する様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関（C R O）であり、臨床第 相試験から製造販売後臨床試験及び国際共同治験に関するモニタリング業務、データマネジメント業務、ファーマコヴィジランス業務等を行っており、製薬会社等へコントラクトMR（注4）を派遣するC S O事業も展開しています。当社は、メディサイエンスプランニングの実績・ノウハウを高く評価しており、対象者の企業価値向上に取り組むうえでメディサイエンスプランニングは最適のパートナーであると考えております。なお、当社は平成24年5月15日にメディサイエンスプランニングと資本・業務提携を行い、メディサイエンスプランニングの普通株式649,400株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合25.00%）を取得しており、また、メディサイエンスプランニングは対象者株式を一切所有しておりません。

#### （注1）C S O事業

C S O（Contract Sales Organization）事業は、医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動や、マーケティング業務等を受託し行う事業であります。一般的にこれらは製薬会社のMRが行う業務であります。C S Oは独自にMRを採用し、製薬会社等からの依頼に応じてMRの特定派遣、委受託契約による業務受託を行います。

#### （注2）C R O事業

C R O（Contract Research Organization）事業は、医薬品開発業務受託を行う事業であります。製薬会社等が行う臨床試験の運営に係る各種業務の一部又はほとんど全てを受託しております。

#### （注3）C R A

Clinical Research Associateの略語。治験モニタリング担当者のことであります。治験が薬事法及びG C P・標準業務手順書（S O P）・実施計画書を遵守し、適正に行われているかどうか監視、確認することが主な業務であります。

#### （注4）コントラクトMR

C S O事業に所属するMR（Medical Representative：医薬情報担当者）をいいます。



メディサイエンスプランニングの概要は以下のとおりです。

会社の沿革

年月	沿革
昭和57年9月	医薬品開発に関する資料作成、医療図書の翻訳出版及び医療出版物の市場調査等を目的として、東京都千代田区神田小川町にメディサイエンスプランニング（資本金4,000千円）を設立
平成6年9月	メディサイエンスプランニングを含む4社で日本CRO協会を設立
平成7年7月	本店を東京都中央区日本橋小伝馬町に移転 CRO事業（モニタリング業務、データマネジメント業務）の本格的な開始に向け、臨床開発部、統計解析部を設置
平成11年5月	株式会社三菱化学ピーシーエル（現三菱化学メディエンス株式会社）と資本提携
平成14年6月	処方箋調剤薬局の開設を目的として、株式会社メディファーマを設立（メディサイエンスプランニング出資比率40.0%）
平成15年12月	福岡支店を開設
平成16年3月	本店を東京都中央区東日本橋（現本店所在地）に移転
平成16年4月	株式会社メディファーマのメディサイエンスプランニング保有全株式を売却
平成16年10月	株式会社三菱化学ピーシーエルとの資本提携を解消
平成17年9月	大阪支店を開設
平成17年11月	株式会社コモテックと合併 ファーマコヴィジランス業務を開始 同社との合併に伴い株式会社トラストSMOを子会社化（メディサイエンスプランニング出資比率100.0%）
平成19年2月	C/SO業務を開始
平成19年4月	株式会社トラストSMOを解散（平成19年8月23日付で特別清算終結）
平成20年3月	中国に北京事務所を開設
平成20年10月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現JASDAQ）に株式を上場
平成21年9月	株式会社シーボックを子会社化（メディサイエンスプランニング出資比率100.0%）
平成23年2月	株式会社臨床医薬研究協会を持分法適用関連会社化（メディサイエンスプランニング出資比率49.0%） 同社の株式取得に伴い同社子会社の株式会社エス・エイ・エヌをグループ化
平成24年5月	公開買付者と資本・業務提携を行い、公開買付者がメディサイエンスプランニングを持分法適用関連会社化（公開買付者出資比率25.0%）

会社の目的及び事業の内容

〔会社の目的〕

次の事業を営むことを目的とする。

- ・ 医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、保健機能食品（特定保健用健康食品や栄養機能食品を含む）の研究、開発、輸入、製造、販売
- ・ 医療・医薬に関する情報の調査、収集、提供
- ・ 医療・医薬に関するコンサルティング業務
- ・ 医療・医薬に関する情報処理システムの企画、設計、開発および利用のコンサルティング業務
- ・ 医療・医薬に関する研究会、講演会、セミナー等の企画、立案、開催
- ・ 医療・医薬に関する出版物の企画、翻訳、編集、制作、出版
- ・ 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
- ・ 有料職業紹介事業
- ・ 前各号に附帯する一切の業務

〔事業の内容〕

メディサイエンスプランニンググループは、メディサイエンスプランニング、連結子会社である株式会社シーボック及び持分法適用関連会社である株式会社臨床医薬研究協会で構成されており、製薬会社を中心とした医薬品開発に関連する業界に属しております。

製薬会社等による医薬品開発には多額の研究開発費と長期にわたるプロセスが要求されており（「図．医薬品開発のプロセスとメディサイエンスプランニンググループの業務との関わり」参照）、新薬は医薬品として承認される前段階において、製薬会社等からの委託を受けた医療機関が必ず臨床試験（治験）を実施することとなっております。臨床試験には、健康成人を対象として安全性の検討を行う第 Ⅰ相試験（フェーズⅠ）、少数患者を対象として有効性・安全性を確認し用法・用量の検討を行う第 Ⅱ相試験（フェーズⅡ）、多数の患者を対象として既存薬等との比較を行い新薬の有効性・安全性を検討する第 Ⅲ相試験（フェーズⅢ）があり、いずれの試験においても、文書によるインフォームド・コンセント（注 1）により同意した被験者の参加が必要であります。すなわち、この臨床試験は、製薬会社等、医療機関、被験者の三者により構成、実施されるものであります。

臨床試験が終了し、医薬品として有益であると評価されたものについては、製造販売承認申請を行います。製造販売承認を取得できれば、医薬品として販売を開始することができることとなります。

その後、日常診療下での医薬品の有効性、安全性の確認とともに、臨床試験では得られなかった医薬品の適正使用についての情報の収集、提供を目的として、製造販売後調査及び試験が行われます。

以上のようなプロセスにおいて、製薬会社等との契約により、臨床試験等の管理・運営に関する様々な専門的サービスを提供するのが CRO であります。

製薬会社等にとっては、臨床試験に係る業務の一部又はほとんど全てを CRO に委託することで開発コストの流動化を実現できると同時に、CRO が持つノウハウを活用することで効率的に臨床試験を実施することが可能となります。日本の臨床試験における製薬会社等の CRO への委託比率は徐々に高まっており、医薬品開発における CRO の役割もますます大きくなってきております。

メディサイエンスプランニンググループはこの CRO 事業を製薬会社等に提供しており、そのサービス内容は、（ ）モニタリング業務、（ ）データマネジメント業務、（ ）ファーマコヴィジランス業務、（ ）その他業務（メディカルライティング業務、コンサルティング業務、市販後調査業務、CSO 業務等）及びこれらの業務に付随する業務であります。

各業務の内容を以下に記載いたします。

（ ）モニタリング業務

モニタリング業務は、臨床試験の依頼者である製薬会社等により指名されたモニターが、臨床試験の実施状況を調査し、臨床試験が臨床試験実施計画書（注 2）、標準業務手順書（注 3）、薬事法に規定する基準等に沿って実施、記録及び報告されていることを監視・確認する業務であります。受託期間は通常 2 年から 3 年程度にわたります。また、モニタリング業務を担当するモニターを製薬会社等に派遣する特定派遣業務も行っております。

（ ）データマネジメント業務

データマネジメント業務は、臨床試験においてモニターにより収集されたデータを記録・管理（データベース化）し、そのデータを生物統計学的手法を用いて解析し、当該医薬品等の有効性・安全性等の試験成績を評価・検討する業務であります。受託期間は通常 6 ヶ月から 1 年程度にわたります。

（ ）ファーマコヴィジランス業務

ファーマコヴィジランス業務は、製薬会社等より委託を受けて、臨床試験、製造販売後臨床試験、製造販売後調査、文献・学会調査等で発生した安全性情報の収集、評価分析、当局への報告書作成等を支援する業務であります。

( ) その他業務(メディカルライティング業務、コンサルティング業務、CSO業務等)

・メディカルライティング業務

メディカルライティング業務は、医薬品等の研究開発から承認までに必要な、当局への各種申請書類、各種報告書及び論文等の作成支援を行う業務であります。

・コンサルティング業務

コンサルティング業務は、医薬品開発戦略の立案、当局への相談、申請資料作成等に関して総合的なコンサルティングを行う業務であります。

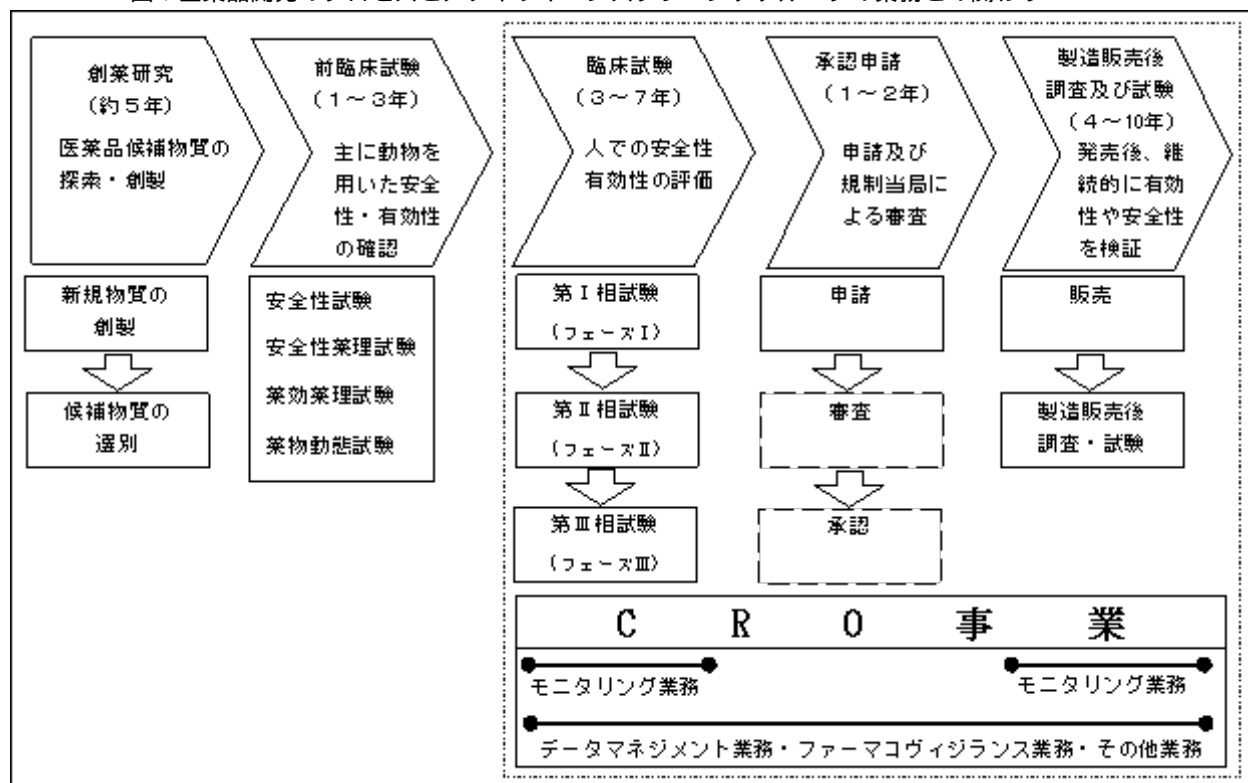
・市販後調査業務

市販後調査業務は、医薬品等が当局から承認され発売された後に、承認までの臨床試験では分からなかった安全性の調査と、効果の確認を行う業務であります。

・CSO業務

CSO(Contract Sales Organization)業務は、医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動や、マーケティング業務等を受託し行う業務であります。一般的にこれらは製薬会社のMR(Medical Representative: 医薬情報担当者)が行う業務であります。CSOは独自にMRを採用し、製薬会社等からの依頼に応じてMRの特定派遣、委受託契約による業務受託を行います。

図. 医薬品開発のプロセスとメディスサイエンスプランニンググループの業務との関わり



(注1) インフォームド・コンセント

医師あるいはCRC(注4)が、臨床試験への参加を希望する患者(被験者)に対して、臨床試験の内容を文書を用いて詳しく説明し、十分な情報を与え、患者がそのメリットとリスクを十分に理解し、納得したうえで、自由意思による臨床試験参加の同意を文書で得ることあります。

(注2) 臨床試験実施計画書

臨床試験を実施する際に実施医療機関及び依頼者(製薬会社等)が遵守しなければならない事項を記載した文書であり、臨床試験の背景、根拠及び目的を定めるとともに、統計学的な考察も含めて、臨床試験のデザイン、方法及び組織について記述したものであります。



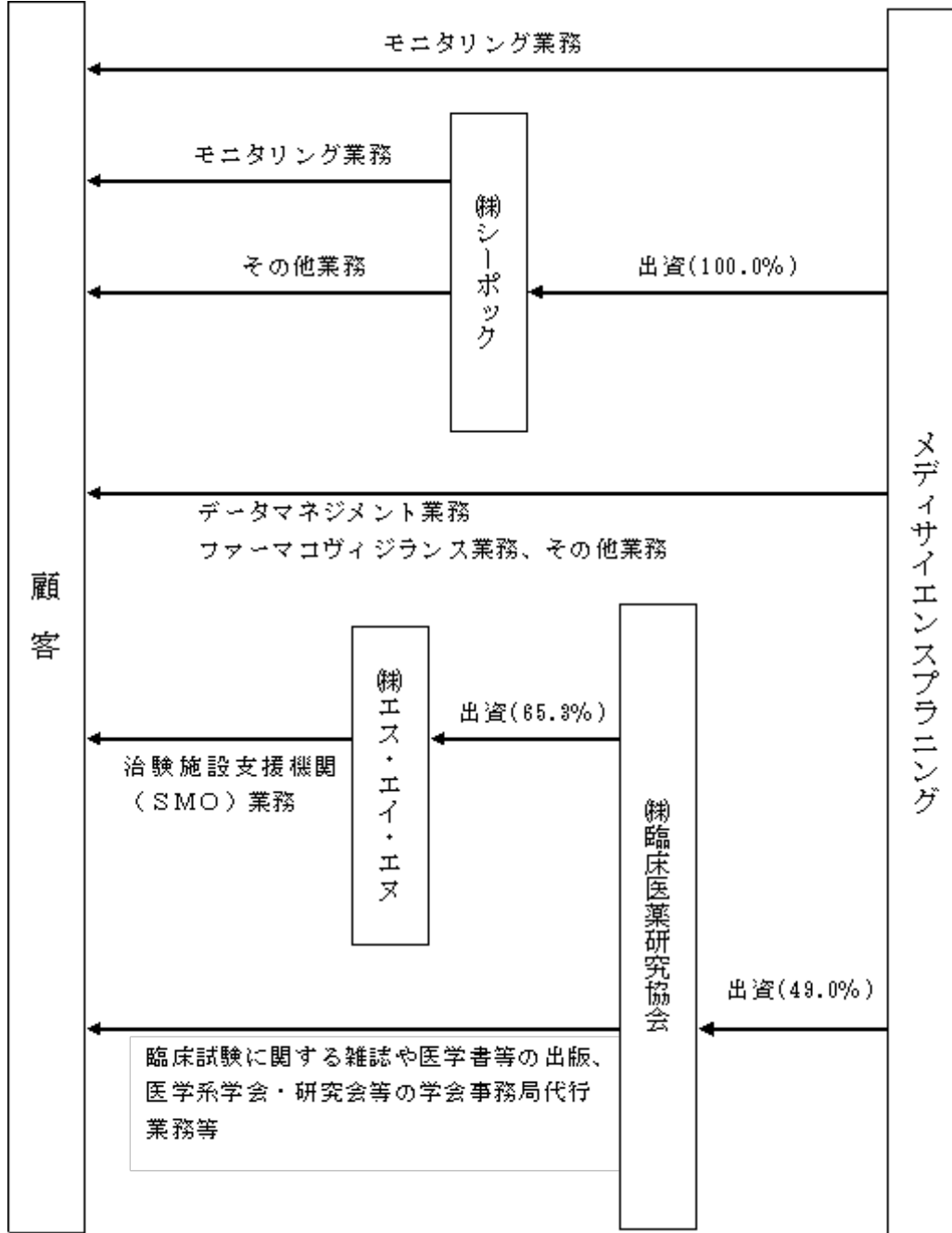
(注3) 標準業務手順書

臨床試験に係る各々の業務を適正かつ均質に実施するために、その業務の手順について詳細に記述した手順書であります。

(注4) C R C

Clinical Research Coordinatorの略語。医療機関において責任医師等の指導・監督のもと、臨床試験の実施をサポートするスタッフであります。

事業系統図は次のとおりであります。



(注) 株式会社臨床医薬研究協会は持分法適用関連会社であります。

資本金の額及び発行済株式の総数

平成24年2月29日現在

資本金の額（千円）	発行済株式の総数（株）
361,520	2,597,600

大株主

平成24年2月29日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 （株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合（％）
酒井 杏郎	東京都大田区	422,500 （注3）	16.26
浦江 明憲	東京都港区	364,900 （注4）	14.04
株式会社ランダムスクウェア	福岡県福岡市博多区店屋町6番18号	254,000	9.77
株式会社サンケア	福岡県福岡市博多区店屋町6番18号	227,000	8.73
植松 純夫	東京都荒川区	181,500 （注5）	6.98
メディサイエンスプランニング社員持株会	東京都中央区東日本橋一丁目1番7号	170,500	6.56
片山 晃	東京都千代田区	70,100	2.69
植松 伸子	東京都荒川区	70,000 （注5）	2.69
天本 敏昭	福岡県福岡市中央区	60,000	2.30
入江 伸	福岡県福岡市東区	60,000	2.30
計	-	1,880,500	72.39

（注1） 上記は、メディサイエンスプランニングが平成24年4月12日に提出した第30期第2四半期（自平成23年12月1日至平成24年2月29日）報告書に基づいて作成しております。なお、メディサイエンスプランニングは、平成24年7月11日を目処に、第30期第3四半期（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）報告書を関東財務局長に提出する予定です。

（注2） 公開買付者は、平成24年5月15日付でメディサイエンスプランニング株式649,400株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合25.00%）を取得し保有することとなりましたので、平成24年5月21日付でその旨の大量保有報告書を提出しております。

（注3） 平成24年5月22日に酒井杏郎氏よりメディサイエンスプランニング株式に関する大量保有報告書の変更報告書No. 1が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で同氏の所有株式は80,000株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合3.08%）となっております。

（注4） 平成24年5月22日に浦江明憲氏よりメディサイエンスプランニング株式に関する大量保有報告書の変更報告書No. 3が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で同氏の所有株式は309,800株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合11.93%）となっております。

（注5） 平成24年5月22日に植松純夫氏より共同保有者である植松伸子氏と連名でメディサイエンスプランニング株式に関する大量保有報告書の変更報告書No. 1が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で植松純夫氏の所有株式は0株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合0.00%）、同日付で植松伸子氏の所有株式は0株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合0.00%）となっております。

(注6) 平成24年5月18日付でメディサイエンスプランニングより主要株主の異動に関する臨時報告書が提出されております。同報告書によれば、同日付で公開買付者が主要株主となり、酒井杏郎氏が主要株主でなくなりました。当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合は以下のとおりです。

	異動前	異動後
公開買付者	-	6,494個 (25.00%)
酒井 杏郎	4,225個 (16.27%)	800個 (3.08%)

上表の異動前及び異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成24年2月29日現在の総株主等の議決権の数25,972個(発行済株式総数2,597,600株より議決権を有しない株式数400株を控除して算出しています。)を分母として算出しています(小数点以下第三位を四捨五入しております。)

役員の職歴及び所有株式の数

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役会長 兼社長	CEO	浦江 明憲	昭和33年5月3日	昭和59年5月 鹿児島大学医学部第二外科入職 昭和62年10月 九州臨床薬理研究所(現医療法人相生会九州臨床薬理クリニック)開設 所長就任 平成元年8月 医療法人相生会理事 平成5年11月 スタンフォード大学メディカルセンター臨床薬理研究員 平成9年7月 医療法人相生会理事長 平成15年4月 福岡大学非常勤講師(現任) 平成15年12月 メディサイエンスプランニング入社 福岡支店長 平成17年2月 同社取締役 平成17年3月 同社代表取締役社長 平成21年11月 同社代表取締役会長CEO 平成22年9月 同社取締役会長CEO 医療法人相生会理事(現任) 平成22年10月 株式会社サンケア取締役(現任) 株式会社ランダムスクウェア取締役(現任) 平成23年2月 株式会社臨床医薬研究協会取締役(現任) 株式会社エス・エイ・エヌ代表取締役社長 平成23年9月 メディサイエンスプランニング代表取締役会長兼社長CEO(現任)	363,900 (注8)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
専務取締役 CRO事業担当	上席執行役員 臨床開発本部長	星田 昌宏	昭和32年5月1日	昭和58年8月 東菱薬品工業株式会社入社 昭和63年9月 日本イーライリリー株式会社入社 平成元年5月 日本シンテックス株式会社(現中外製薬株式会社)入社 平成2年1月 ローラー・ジャパン株式会社(現サノフィ・アベンティス株式会社)入社 平成3年6月 株式会社三菱油化ピーシーエル(現三菱化学メディエンス株式会社)入社 平成7年2月 RPRジェンセル株式会社(現サノフィ・アベンティス株式会社)入社 平成9年3月 ベーリンガー・マンハイム株式会社(現中外製薬株式会社)入社 平成15年2月 日本ワイスレダリー株式会社(現ファイザー株式会社)入社 臨床開発管理センター長兼臨床開発モニタリングセンター長 平成19年9月 メディサイエンスプランニング入社 アライアンス事業部長 平成20年4月 同社事業統括本部事業開発本部長 平成21年9月 株式会社シーボック取締役(現任) 平成21年11月 メディサイエンスプランニング常務執行役員事業開発本部長兼アライアンス事業室長 平成22年9月 同社常務執行役員臨床開発本部長 平成23年3月 同社常務執行役員臨床開発本部長兼ビジネスディベロップメント室長 平成23年11月 同社専務取締役CRO事業担当上席執行役員臨床開発本部長(現任)	1,000
専務取締役 経営管理担当	上席執行役員 経営管理本部長	野又 幹雄	昭和28年9月20日	昭和51年4月 株式会社ブリヂストン入社 平成12年10月 医療法人相生会入職 平成13年2月 同法人大崎クリニック事務長 平成14年10月 同法人臨床薬理センター監査部長 平成16年9月 同法人どうどうクリニック事務長 平成17年5月 同法人本部事務局人事総務部長 平成19年9月 メディサイエンスプランニング入社 経営管理本部人事部長 平成21年11月 同社常務執行役員経営管理本部長兼人事部長 平成22年3月 同社常務執行役員経営管理本部長 平成23年11月 株式会社シーボック監査役(現任) メディサイエンスプランニング専務取締役経営管理担当上席執行役員経営管理本部長(現任)	600

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役 株式会社シー ボック担当	上席執行役員	石井 行雄	昭和22年9月27日	昭和45年4月 日本アップジョン株式会社(現 ファイザー株式会社)入社 昭和58年1月 台糖ファイザー株式会社(現ファ イザー株式会社)入社 昭和62年10月 日本ロシュ株式会社(現中外製薬 株式会社)入社 昭和63年12月 同社臨床開発部長 平成8年11月 ベーリンガー・マンハイム株式会 社(現中外製薬株式会社)入社 臨床開発部長 平成9年8月 ノボノルディスクファーマ株式会 社入社 G C P 管理部長 平成10年1月 同社臨床開発部長 平成17年8月 同社マーケティング本部ダイレク ター 平成19年1月 株式会社シーボック設立 代表取 締役社長就任(現任) 平成21年11月 メディサイエンスプランニング取締 役常務執行役員株式会社シーボッ ク担当 平成23年11月 同社取締役株式会社シーボック担 当上席執行役員(現任)	800
常勤監査役		浜野 正男	昭和27年9月26日	昭和52年4月 野村證券株式会社入社 平成12年2月 東海インターナショナル証券株式 会社(現三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社)入社 公 開引受部長 平成16年11月 高木証券株式会社入社 引受部長 平成20年4月 同社執行役員引受部長 平成23年11月 メディサイエンスプランニング常勤 監査役(現任)	
監査役		植木 秀敏	昭和22年7月21日	昭和45年4月 株式会社ゼネラル(現株式会社富士 通ゼネラル)入社 平成元年1月 株式会社日本合同ファイナンス (現株式会社ジャフコ)入社 平成19年7月 株式会社ヒデコンサルタントオ フィス設立 代表取締役就任(現 任) 平成19年11月 メディサイエンスプランニング監査 役(現任) 平成20年3月 株式会社アルページュ監査役 平成21年5月 日栄インテック株式会社監査役 (現任) 平成22年3月 株式会社テクノホールディングス 監査役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
監査役		西川 篤司	昭和26年6月8日	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 昭和56年3月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 昭和58年4月 大和証券株式会社(現大和証券キャピタル・マーケット株式会社)入社 平成16年3月 セイコープレジジョン株式会社入社 法務・知的財産部長 平成17年12月 日本相互証券株式会社入社 コンプライアンス部長 平成23年11月 メディサイエンスプランニング監査役(現任)	
計					366,300

(注1) 監査役浜野正男、植木秀敏及び西川篤司の3氏は、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 株式会社シーボックは、平成21年9月1日にメディサイエンスプランニングの完全子会社となっております。

(注3) 株式会社臨床医薬研究協会は、平成23年2月1日にメディサイエンスプランニングの持分法適用関連会社となっております。

(注4) 株式会社エス・エイ・エヌは、株式会社臨床医薬研究協会の子会社であります。

(注5) メディサイエンスプランニングは、「経営の意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離し、経営の迅速化、効率化ならびにコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。

なお、執行役員13名のうち、取締役を兼務していない者は、以下の10名であります。

上席執行役員	三上 昌也	C S O事業本部長
上席執行役員	松永 啓太	医薬情報本部長
執行役員	榎本 悟	臨床開発一部長
執行役員	渡辺 克美	臨床開発二部長兼臨床開発四部長
執行役員	鳶村 俊朗	臨床開発三部長
執行役員	坂田 徹	臨床開発五部長
執行役員	佐藤 公俊	開発推進部長
執行役員	横田 光代	学術開発部長
執行役員	瓦谷 純一	経営管理本部副本部長兼経理部長 株式会社シーボック取締役 (社外)
執行役員	竹内 寛	人事総務部長

(注6) メディサイエンスプランングは、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。補欠監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
林 正孝	昭和22年10月26日	昭和57年11月 昭和63年3月 平成16年8月 平成17年9月 平成21年11月	福岡県弁護士会登録 林正孝法律事務所設立 所長就任(現任) 株式会社ドーガン・アドバイザーズ監査役(現任) 株式会社ドーガン・インベストメンツ監査役(現任) メディサイエンスプランング補欠監査役(現任)	

(注7) 上記は、メディサイエンスプランングが平成23年11月28日に提出した第29期(自平成22年9月1日至平成23年8月31日)有価証券報告書に基づいて記載しております。なお、メディサイエンスプランングが平成24年4月12日に提出した第30期第2四半期(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)報告書によりますと、上記第29期有価証券報告書提出日後、同四半期累計期間における役員の異動はないとのことです。また、メディサイエンスプランングは、平成24年7月11日を目処に、第30期第3四半期(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)報告書を関東財務局長に提出する予定です。

(注8) 平成24年5月22日に浦江明憲氏よりメディサイエンスプランング株式に関する大量保有報告書の変更報告書No. 3が提出されております。同報告書によれば、平成24年5月15日付で同氏の所有株式は309,800株(発行済株式の総数に対する所有株式の割合11.93%)となっております。

### (3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の筆頭株主であるシーエーシーとの間で、平成24年6月27日付で本応募契約を締結し、応募対象株式を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。ただし、本応募契約におけるシーエーシーの応募義務は、( )本公開買付けが本応募契約の規定に従い開始され撤回されていないこと、( )同契約書における当社の表明及び保証(注1)が重要な点において真実かつ正確であること及び( )同契約書に基づき本公開買付けの開始日までに当社が履行又は遵守すべき義務(注2)が重要な点において履行又は遵守されていることを前提条件としております。また、対象者の発行する株式について第三者により本公開買付け価格を上回る金額を買付価格とする公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募しないことがシーエーシーの取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に判断されるときは、シーエーシーは、本公開買付けに応募せず、又は、本公開買付けへの応募を撤回することができるものとされています。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合又はシーエーシーが本公開買付けに応募せず若しくは本公開買付けへの応募を撤回できる場合であっても、シーエーシーが自らの判断で本公開買付けに応募すること及び本公開買付けへの応募を撤回しないことは禁止又は制限されておりません。上記の前提条件が充足しないこと又は上記の本公開買付けへの応募をせず若しくは応募を撤回できる事由に該当することにより、シーエーシーから応募対象株式の全部又は一部につき応募されない又は応募が撤回された場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

なお、平成24年6月27日に当社及びシーエーシーが公表した「株式会社シーエーシーとエムスリー株式会社が業務提携について基本合意」のとおり、当社は、シーエーシーとの間で、本公開買付けの成立を前提とした業務提携について平成24年6月27日付で基本合意を締結しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、シーエーシーとの間において、医薬品開発支援事業の分野での、販売協力、新サービスの共同開発、及び経営資源の相互活用に係る業務提携の具体的内容について、協議・検討いたします。

(注1) 本応募契約においては、( )当社の適法な設立・有効な存続、本応募契約を締結し履行する権限の存在、本応募契約に必要な手続の履践、( )本応募契約についての強制履行の可能性、本応募契約の締結及び履行に必要な許認可、承認又は認証の取得、( )本応募契約の締結及び履行と関係法令、判決・命令・決定その他の法的処分、当社の内部規則及び契約との抵触の不存在並びに( )当社が本公開買付けの決済を行うに足る資力を有していることが当社の表明保証事項とされております。

(注2) 本応募契約において、当社は、( )本公開買付けを実施する義務、( )本応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、( )本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、( )秘密保持義務、( )本応募契約において企図されている取引を公表する場合における通知義務を負っています。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しております。具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、本年10月末を目処に対象者の完全子会社化手続を完了させるよう、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び対象者が全部取得条項の付された対象者の普通株式の全部（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付すること、並びに以上乃至を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記乃至を上程すること、及び上記の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催し、上記を上程することを対象者に要請する予定です。なお、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となる予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに対象者の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の当社による対象者の株式の所有状況及び当社以外の対象者の株主による対象者の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又はそれと同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法により、対象者が当社の完全子会社となることを予定しており、その場合に対象者の株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、対象者に、平成24年9月から10月を目途に本株主総会及び本種類株主総会を開催していただく予定です。本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者は、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について、平成24年6月27日付で基本合意しております。当社は、全部取得条項の付される対象者の普通株式を対象者が全部取得し対象者が当社の完全子会社となった後、かかる全部取得の対価として対象者の株主に交付された別個の種類株式の25%に相当する株式を、上記基本合意に基づき締結する最終的な株式譲渡契約により、当社からメディサイエンスプ



ラングに対し譲渡する予定です。なお、譲渡日は、対象者が当社の完全子会社となる日を予定しており、譲渡価格は、本公開買付価格に本公開買付けの決済の開始日における対象者の発行済株式数（自己株式を除く。）を乗じた額に当社が本取引に要した合理的費用を加えた金額の25%に相当する額とします。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭等の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ市場スタンダード（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場されております。しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式はJASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたいと予定しております。

#### (6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より平成24年6月26日付で提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。なお、野村証券は、当社、シーエーシー及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

野村証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：90,500円から94,777円

類似会社比較法：134,390円から188,767円

D C F法：163,408円から197,984円

市場株価平均法では、基準日を平成24年6月25日として、J A S D A Q市場における対象者の普通株式の基準日終値（92,500円）、直近1週間の終値の単純平均値（90,720円（小数点以下四捨五入））、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（90,500円（小数点以下四捨五入））、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（94,777円（小数点以下四捨五入））及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91,640円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を134,390円から188,767円までと算定しております。

D C F法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を163,408円から197,984円までと算定しています。

なお、野村證券は本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

当社は、野村證券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり181,412円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、本書提出日直前に対象者株式が取引された平成24年6月25日のJ A S D A Q市場における対象者の普通株式の終値92,500円に対して96.12%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去1ヵ月間のJ A S D A Q市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値90,500円（小数点以下四捨五入）に対して100.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去3ヵ月間のJ A S D A Q市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値94,763円（小数点以下四捨五入）に対して91.44%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去6ヵ月間のJ A S D A Q市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値92,155円（小数点以下四捨五入）に対して96.86%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しております。

対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関であるみらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年6月26日付でみらいコンサルティングから株価算定書を取得したとのことです（なお、対象者はみらいコンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。みらいコンサルティングによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法：90,500円から94,777円

類似会社比較法：71,299円から117,405円

D C F 法：155,681円から209,089円

市場株価法では、基準日を平成24年6月25日として、J A S D A Q市場における対象者の普通株式の基準日、直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における終値の単純平均株価（それぞれ、92,500円、90,720円、90,500円、94,777円、91,640円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、事業内容・規模・収益性等を総合的に勘案し、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を71,299円から117,405円までと算定しております。

D C F法では、対象者の事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想及び事業計画期間終了時点以降の残存価値に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、投資リスクに応じた一定の割引率によってこれらを現在価値に割り戻す方法により、対象者の1株当たり株式価値を155,681円から209,089円までと算定しています。なお、みらいコンサルティングは本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

なお、対象者は、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、公開買付け者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していないとのことです。

#### 外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

#### 利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成24年6月27日、みらいコンサルティングから取得した株価算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬B T O戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観

点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

##### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年6月28日（木曜日）から平成24年7月26日（木曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年6月28日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

##### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年8月9日（木曜日）までとなります。

##### 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 エムスリー株式会社  
東京都港区赤坂一丁目11番44号  
03(6229)8900(代表)  
取締役 辻 高宏  
確認受付時間 平日9時から18時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金181,412円
新株予約権証券	第 2 回新株予約権 1 個につき金 1 円 第 3 回新株予約権 1 個につき金 1 円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より平成24年6月26日付で提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は、当社、シーエーシー及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：90,500円から94,777円          類似会社比較法：134,390円から188,767円          DCF法：163,408円から197,984円</p> <p>市場株価平均法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日終値（92,500円）、直近1週間の終値の単純平均値（90,720円（小数点以下四捨五入））、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（90,500円（小数点以下四捨五入））、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（94,777円（小数点以下四捨五入））及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91,640円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を134,390円から188,767円までと算定しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を163,408円から197,984円までと算定しています。</p> <p>なお、野村證券は本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。</p> <p>当社は、野村證券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり181,412円とすることを決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格は、本書提出日直前に対象者株式が取引された平成24年6月25日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値92,500円に対して96.12%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去1ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値90,500円（小数点以下四捨五入）に対して100.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去3ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値94,763円（小数点以下四捨五入）に対して91.44%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去6ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値92,155円（小数点以下四捨五入）に対して96.86%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。</p> <p>また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しております。</p>
算定の経緯	<p>（買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>近年、医薬品業界は新薬の創出が困難になりつつあることに加え、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進むなど、厳しい事業環境が継続しており、製薬会社は新薬の研究開発を強化し、パイプラインの充実や経営資源の集中を進めております。このような医薬品業界の環境のもと、製薬会社からの臨床開発支援業務に対するニーズは継続するものと予測されますが、今後はプロジェクトの大型化、国際共同治験の増加、特定領域への知見等、CROの選別が始まっていくものと考えられ、当社は、対象者の更なる成長には、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化等、他社とは圧倒的に差別化されたサービス提供が重要な要素であると考えており、当社がこれまで培ってきたメディア力は、対象者の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えております。</p>

そこで、当社は、本公開買付け及びその後の完全子会社化のための手続による対象者の発行済普通株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成24年5月中旬、対象者との間で独占的な協議を開始するとともに、対象者の筆頭株主であるシーエーシーとの協議も開始しました。その後、当社は、デュー・ディリジェンスを経て、平成24年5月下旬、当社及び対象者の協業にとどまらず、当社の資本・業務提携先であり、対象者と同じCRO事業を主要な事業としているメディサイエンスプランニングも協業に加わり、対象者とメディサイエンスプランニングとの間での営業面での協力、人材の相互交流による有効活用、人材の教育・研修の共同実施等を含め、三社の協業によるシナジー効果を最大化することが、各社の長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であり、そのためには、当社が対象者の発行済株式の大部分を保有しつつ、メディサイエンスプランニングも対象者と一定の資本関係を有するのが望ましいとの結論に至りました。そこで、平成24年5月下旬、メディサイエンスプランニングとも協議を開始し、平成24年6月初旬に、当社、対象者及びメディサイエンスプランニングの間で、当社が対象者の発行済株式の75%を保有して対象者を子会社とするとともに、メディサイエンスプランニングが対象者の発行済株式の25%を保有することで持分法適用関連会社とすることにより、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築でき、協業によるシナジー効果を最大化しうるとの共通認識を有するに至り、同時期に、当社とシーエーシーの間でも、かかる協業体制を前提にシーエーシーが保有する対象者株式の本公開買付けへの応募について協議を進めることに合意しました。更に協議を進めた結果、平成24年6月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、対象者筆頭株主との間で本応募契約を締結しました。

当社は以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より平成24年6月26日付で提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当該意見の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：90,500円から94,777円

類似会社比較法：134,390円から188,767円

DCF法：163,408円から197,984円

当該意見を踏まえて買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり181,412円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しております。

(本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より平成24年6月26日付で提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は、当社、シーエーシー及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：90,500円から94,777円

類似会社比較法：134,390円から188,767円

DCF法：163,408円から197,984円

市場株価平均法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日終値(92,500円)、直近1週間の終値の単純平均値(90,720円(小数点以下四捨五入))、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(90,500円(小数点以下四捨五入))、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(94,777円(小数点以下四捨五入))及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(91,640円(小数点以下四捨五入))を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を134,390円から188,767円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を163,408円から197,984円までと算定しています。

なお、野村證券は本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。



当社は、野村證券から平成24年6月26日付で取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、シーエーシー及び対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成24年6月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり181,412円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本書提出日直前に対象者株式が取引された平成24年6月25日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値92,500円に対して96.12%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去1ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値90,500円（小数点以下四捨五入）に対して100.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去3ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値94,763円（小数点以下四捨五入）に対して91.44%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成24年6月27日までの過去6ヵ月間のJASDAQ市場における対象者の普通株式の終値の単純平均値92,155円（小数点以下四捨五入）に対して96.86%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされています。したがって、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないと解されることから、当社は、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しております。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社、シーエーシー及び対象者から独立した第三者算定機関であるみらいコンサルティングに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年6月26日付でみらいコンサルティングから株価算定書を取得したとのことです（なお、対象者はみらいコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。みらいコンサルティングによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 90,500円から94,777円

類似会社比較法 : 71,299円から117,405円

DCF法 : 155,681円から209,089円

市場株価法では、基準日を平成24年6月25日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日、直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間の各期間における終値の単純平均株価（それぞれ、92,500円、90,720円、90,500円、94,777円、91,640円（小数点以下四捨五入））を基に、対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を90,500円から94,777円までと算定しております。

類似会社比較法では、事業内容・規模・収益性等を総合的に勘案し、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定し、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を71,299円から117,405円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想及び事業計画期間終了時点以降の残存価値に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、投資リスクに応じた一定の割引率によってこれらを現在価値に割り戻す方法により、対象者の1株当たり株式価値を155,681円から209,089円までと算定しています。なお、みらいコンサルティングは本算定において、平成24年6月27日付で対象者より公表された「通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成24年9月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

なお、対象者は、本新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、公開買付者が取得してもこれを行えないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得していないとのことです。

#### 外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

#### 利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成24年6月27日、みらいコンサルティングから取得した株価算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、当社が取得してもこれを行えないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

	<p>なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬BTO戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。</p> <p>上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出席取締役7名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,066 (株)	9,378 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,378株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限は、(a) ( )対象者が平成24年5月11日に提出した第26期第2四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(14,284株)に、( )本新株予約権(890個：対象者が平成23年12月26日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成23年9月30日現在の本新株予約権の数(990個)に、平成23年9月30日から平成24年3月31日までの変更(対象者によれば、平成23年9月30日から平成24年3月31日までに、本新株予約権は100個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式の数(890株)を加え、(b)上記四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在対象者が保有する自己株式数(1,108株)を控除した株式数(14,066株)の3分の2以上となるよう設定したものであります。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である14,066株を記載しております。なお、当該最大数は、(a) ( )対象者が平成24年5月11日に提出した第26期第2四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(14,284株)に、( )本新株予約権(890個：対象者が平成23年12月26日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成23年9月30日現在の本新株予約権の数(990個)に、平成23年9月30日から平成24年3月31日までの変更(対象者によれば、平成23年9月30日から平成24年3月31日までに、本新株予約権は100個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式の数(890株)を加え、(b)上記四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在対象者が保有する自己株式数(1,108株)を控除した株式数(14,066株)になります。

(注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,066
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	890
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年6月28日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年6月28日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	13,176
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(14,066株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、本新株予約権(890個:対象者が平成23年12月26日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成23年9月30日現在の本新株予約権の数(990個)に、平成23年9月30日から平成24年3月31日までの変更(対象者によれば、平成23年9月30日から平成24年3月31日までに、本新株予約権は100個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式(890株)にかかる議決権の数(890個)を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成24年5月11日に提出した第26期第2四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本新株予約権(890個:対象者が平成23年12月26日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成23年9月30日現在の本新株予約権の数(990個)に、平成23年9月30日から平成24年3月31日までの変更(対象者によれば、平成23年9月30日から平成24年3月31日までに、本新株予約権は100個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数)の目的となる対象者の普通株式(890株)にかかる議決権の数(890個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(j)」を14,066個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを經由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

普通株式の応募の受付にあたっては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本新株予約権の応募に際しては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡について対象者取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、本新株予約権の保有者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、本新株予約権の保有者であることの確認書類として、本新株予約権の保有者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出ください。さらに、本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類もご提出ください。譲渡承認請求の具体的な方法、「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」の具体的な請求手続、名義書換の請求に必要な書類につきましては、対象者にお早めにお問合せ下さい。なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ネット&コールにおいては、応募の受付は行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を經由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上的の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日  
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

( 2 ) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

( 3 ) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

( 4 ) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,551,741,192
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,605,741,192

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(14,066株)に1株当たりの買付価格(181,412円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
定期預金	3,300,000
計(a)	3,300,000

#### 【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				



【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,300,000千円( (a) + (b) + (c) + (d) )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年8月2日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成24年8月16日(木曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。普通株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（普通株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類（上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）を応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,378株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,378株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行う場合があります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

#### (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

エムスリー株式会社

（東京都港区赤坂一丁目11番44号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

##### (4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

#### 2【株券等の取引状況】

##### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

#### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

#### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

#### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

##### (1) 公開買付者と対象者との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成24年6月27日、みらいコンサルティングから取得した株価算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、当社及びメディサイエンスプランニングによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件、並びに、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の間における業務提携の可能性等について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の成長戦略遂行をより確かなものとするため、当社及びメディサイエンスプランニングとの間で戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上にとって最善かつ有効な策であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年6月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対しては、その保有に係る対象者の株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び、新株予約権者に対しては、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又はこれらに準じる地位にあること等を要するとされているため、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、各自の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、本応募契約を締結しているシーエーシーの執行役員医薬B T O戦略推進担当を兼任している松本慎仁氏並びにシーエーシーの執行役員経営統括本部長を兼任している小原亮一氏は、利益相反の疑い回避の観点から、対象者取締役会の上記決議に関する審議及び決議には参加しておらず、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

上記対象者取締役会においては、シーエーシーの役職員を兼任している上記取締役2名を除く取締役の全員が出席し、出

席取締役7名の全員一致で上記決議を行っているとのことです。また、監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が、上記対象者取締役会に出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、3社間プレスリリースのとおり、当社は、当社、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、本公開買付けの成立を前提とした資本提携及び業務提携について平成24年6月27日付で基本合意しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、メディサイエンスプランニング及び対象者との間において、以下の提携の具体的内容について、当社による対象者の完全子会社化の時期(平成24年10月末頃を予定)を目途に最終的な契約の締結を目指し、協議・検討いたします。

3社による協業関係を強固なものとするため、当社が対象者を完全子会社化することを前提として、メディサイエンスプランニングが、対象者の発行済株式の25%を保有する。これを実現するため、当社は、対象者が当社の完全子会社となる日に、対象者の発行済株式の25%に相当する株式を、メディサイエンスプランニングに対し譲渡する。譲渡価格は、本公開買付価格に本公開買付けの決済の開始日における対象者の発行済株式数(自己株式を除く。)を乗じた額に当社が本取引に要した合理的費用を加えた金額の25%に相当する額とする。

当社、メディサイエンスプランニング及び対象者は、( )営業情報の共有、それぞれのリソース及びノウハウを活かした共同提案等、受注面での協力、( )当社、メディサイエンスプランニング及び対象者の人的リソースを必要に応じて相互に交流させ、最大限に活用すること、( )C R A 其他人材の教育及び研修の共同実施、( )インターネットを積極的に活用した治験の効率化を共同で推進すること、の各事項を実施する。

当社からメディサイエンスプランニング及び対象者に取締役を派遣する。

## (2) 公開買付者と対象者役員との間の合意

該当事項は、ありません。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 J A S D A Q 市場(スタンダード)						
	平成23年12月	平成24年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高株価	76,200	97,300	100,900	100,000	111,500	114,000	95,000
最低株価	68,800	71,200	88,000	91,000	95,000	80,800	83,000

(注) 平成24年6月については、6月27日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									



( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

( 1 ) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日) 平成22年12月24日関東財務局長に提出  
 事業年度 第25期(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年12月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第26期第2四半期(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年5月11日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】  
 株式会社M I C メディカル  
 (東京都文京区湯島二丁目31番27号)  
 株式会社大阪証券取引所  
 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

5 【その他】

(1) 対象者は、平成24年6月27日に「平成24年9月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日、対象者の取締役会において平成24年9月期の配当予想を修正し、平成24年9月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(2) 対象者は、平成24年6月27日に「通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	3,025	20	38	19	1,368.59
今回発表予想 (B)	2,745	88	73	32	2,464.25
増減額 (B - A)	280	108	111	51	
増減率 (%)	9.2	-	-	-	
(ご参考) 前期実績 (平成23年9月期)	2,885	28	8	15	1,109.58

(3) 対象者は、平成24年6月27日に「期間満了による株式会社シーエーシーとの業務・資本提携終了に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者はシーエーシーと提携契約を締結しておりましたが、平成24年6月27日付で期間満了に伴い、提携を終了するとのことです。なお、業務資本提携契約の主な内容は以下のとおりとのことです。

- ( ) 対象者とシーエーシーがそれぞれのサービス領域を組み合わせることで共同受託できる体制の構築を目的とする。
- ( ) 協力して推進する主な提携内容は次の事項とする。
  - A) 営業情報の交換等、共同受注に向けた営業協力
  - B) 受託業務における人的リソースの相互活用
  - C) 業務体制、実行プロセス等の情報交換を通じた業務手順の共通化の検討
  - D) 研修に関する情報交換・研修機会の相互提供等を通じた人材育成面での協力
  - E) 人材確保のための情報交換
  - F) シーエーシーによる対象者へのIT面での支援
  - G) 事業環境、将来のサービス形態等に関する意見交換等、事業戦略立案面の相互協力
  - H) 機会に応じたCRO企業に対するM&Aの情報交換・共同検討
- ( ) 提携を推進するため、対象者及びシーエーシーの社長による提携推進の協議の場ならびに実務レベルでの連絡会を定期的に開催する。
- ( ) シーエーシーは対象者の取締役会の過半数に至らない範囲で取締役2名以内を指名することができる。
- ( ) シーエーシーは対象者の監査役について、その候補者を指名することはできないものとし、対象者が提案する監査役選任議案に賛成するものとする。ただし、シーエーシーは対象者に対して監査役候補者を推薦することができるものとする。
- ( ) シーエーシーは対象者の総株主の議決権の49.00%を上限として、取得することができる。